

○伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年2月27日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業管理者及び下水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出等)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報の利用の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の種類及び記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、市の職員又は職員であった者の人事、給与、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務（実施機関が行う職員の採用試験に関するものを含む。）については、適用しない。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、第1項又は前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る第1項各号に掲げる事項（以下この項において「届出事項」という。）を登録簿に登録し、若しくは届出事項の登録を変更し、又は登録簿につき当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

5 市長は、前項の登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求等に係る手数料）

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書1件につき、別表の左欄に掲げる地方公共団体等行

政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）の開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

（開示実施手数料の減免）

第7条 市長又は地方公営企業の管理者は、保有個人情報の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

（写しの送付に要する費用）

第8条 政令第28条第4項の送付に要する費用は、前納しなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（伊勢市個人情報保護条例の廃止）

2 伊勢市個人情報保護条例（平成17年伊勢市条例第20号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の伊勢市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係るその職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現にある旧条例第6条第3項の規定による登録簿は、第3条第4項の規定による登録簿とみなす。

5 この条例の施行前に旧条例第14条若しくは第15条、第29条又は第39条若し

くは第 40 条の規定による請求（以下「旧条例請求」という。）がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

この場合において、旧条例第 15 条第 1 項第 4 号及び第 17 条第 11 号の規定は、適用しない。

6 この条例の施行前に旧実施機関が行った旧条例第 22 条第 1 項本文に規定する開示決定等、旧条例第 34 条第 1 項本文に規定する訂正決定等若しくは旧条例第 45 条第 1 項本文に規定する利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた旧条例請求に係る旧実施機関の不作为に係る審査請求については、なお従前の例による。この場合において、旧条例第 48 条第 1 項中「審査会」とあるのは、「伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 15 条に規定する伊勢市情報公開審査会（第 4 項において「審査会」という。）」とする。

7 この条例の施行の際現に旧条例第 50 条第 2 項に規定する受託者及び同条第 3 項に規定する受託事務（以下「旧受託事務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前に旧受託事務に従事していた者に係る旧受託事務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 7 号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧受託事務に従事している者又はこの条例の施行前に旧受託事務に従事していた者

9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第

三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 10 旧実施機関の職員である者がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的でこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録をこの条例の施行後に収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第8項又は附則第9項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 12 附則第8項第1号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前においてその職務上知り得た個人の秘密を、この条例の施行後に漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は3万円以下の罰金に処する。ただし、法令等に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 13 附則第8項から前項までの規定は、伊勢市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 14 偽りその他不正の手段により、旧条例第21条第1項の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示をこの条例の施行後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。
- 15 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例 抄

令和6年12月18日

条例第46号

(罰則の適用等に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

第4条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第7条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和6年12月18日条例第46号）

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

地方公共団体等行政文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
文書及び図画	複写機により複写したものの（黒色単色刷りで日本産業規格A列3番までの	1枚につき10円

	用紙に限る。)の交付	
	複写機により複写したものの(多色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。)の交付	1枚につき30円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき70円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	その他の方法による写しの作成による交付	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額
フィルム	用紙に印刷したものの(黒色単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。)の交付	1枚につき10円
	用紙に印刷したものの(多色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。)の交付	1枚につき30円
	その他の方法による写しの作成による交付	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額
電磁的記録	用紙に出力したものの(黒色単色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限る。)の交付	1枚につき10円
	用紙に出力したものの(多色刷りで日本産業規格A列3番までの用紙に限	1枚につき30円

る。)の交付	
光ディスクに複写したものの交付	1枚につき70円に1ファイルごとに180円を加えた額
その他の方法による写しの作成による交付	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額

備考 用紙を用いて写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。

○伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則

令和5年3月31日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊勢市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出)

第2条 条例第3条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届出書により行うものとする。

2 条例第3条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 取扱事務の開始年月日
- (2) 個人情報の取得先及び取得方法
- (3) 個人情報の取得の時期
- (4) 記録の形態及び保存年限
- (5) 電子計算組織の利用の有無
- (6) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

3 条例第3条第3項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届出書により行うものとする。

4 条例第3条第4項に規定する登録簿は、個人情報取扱事務登録簿によるものとする。

5 条例第3条第5項の規定により前項の登録簿を一般の閲覧に供する場所を総務部総務課に置く。

(書面による同意)

第3条 法第69条第2項第1号の規定による本人の同意は、本人の同意書その他の書面によるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、口頭による

ことができる。

- 2 前項ただし書に規定する場合においては、その旨を記録しておかなければならない。

(利用の手続)

第4条 法第69条第1項又は同条第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用しようとする課(室、事務局及びこれらに相当する組織を含む。以下同じ。)の長は、当該保有個人情報に係る個人情報取扱事務を所管する課の長(次項において「所管課長」という。)に個人情報目的外利用申請書を提出しなければならない。

- 2 所管課長は、前項の規定による個人情報目的外利用申請書の提出があったときは、その可否を決定し、その旨を個人情報目的外利用決定通知書により当該申請書を提出した課の長に通知するものとする。

(提供の手続)

第5条 法第69条第1項又は第2項の規定により保有個人情報の提供を受けようとする者は、実施機関に個人情報提供申請書を提出しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による個人情報提供申請書の提出があったときは、その可否を決定し、その旨を個人情報提供決定通知書により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(利用及び提供の手続の特例)

第6条 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急を要するときは、前2条の規定による申請及び通知は、口頭によることができる。この場合においては、事後において、速やかに前2条の書面によりこれらを行わなければならない。

- 2 前2条及び前項の規定にかかわらず、法第69条第2項の規定による保有個人情報の利用又は提供をする場合において、申請、決定その他の手続又は処分について、法令等に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(利用及び提供の届出)

第7条 実施機関は、前3条の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用又は提供をしたときは、個人情報目的外利用・提供届出書を市長に届

け出なければならない。

(開示の実施の方法等)

第8条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、聴取又は視聴
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付

2 閲覧、聴取又は視聴の方法により保有個人情報の開示を受ける者は、当該保有個人情報を丁寧に取り扱い、汚損、破損、加筆等の行為をしてはならない。

3 前項の閲覧、聴取又は視聴は、実施機関の職員の立会いの下に行うものとする。

4 実施機関は、第2項の規定に違反する者に対し、当該保有個人情報の開示を中止し、又は禁止することができる。

5 保有個人情報の開示を行う場合において、当該保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(開示実施手数料の納付方法)

第9条 条例第6条第2項に規定する開示実施手数料の納付方法は、現金又は市長が定める証票によるものとする。

(手数料の減免)

第10条 条例第7条の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を市長又は地方公営企業の管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第 11 条 政令第 28 条第 4 項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手又は市長が定める証票によるものとする。

(文書の様式)

第 12 条 法、条例及びこの規則の施行のために必要な個人情報取扱事務届出書等の様式は、別表に掲げるところによるものとする。

(補則)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(伊勢市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 伊勢市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 13 号）は、廃止する。

附 則（令和 6 年 11 月 29 日規則第 56 号）

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 7 年 12 月 26 日規則第 60 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により

使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則に定める様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第 12 条関係）

様式	文書の名称	根拠条文
様式第 1 号	個人情報取扱事務届出書	第 2 条第 1 項
様式第 2 号	個人情報取扱事務廃止届出書	第 2 条第 3 項
様式第 3 号	個人情報取扱事務登録簿	第 2 条第 4 項
様式第 4 号	個人情報目的外利用申請書	第 4 条第 1 項
様式第 5 号	個人情報目的外利用決定通知書	第 4 条第 2 項
様式第 6 号	個人情報提供申請書	第 5 条第 1 項
様式第 7 号	個人情報提供決定通知書	第 5 条第 2 項
様式第 8 号	個人情報目的外利用・提供届出書	第 7 条
様式第 9 号	個人情報ファイル簿	法第 75 条第 1 項
様式第 10 号	保有個人情報開示請求書	法第 77 条第 1 項
様式第 11 号	保有個人情報開示決定通知書	法第 82 条第 1 項
様式第 12 号	開示実施方法等申出書	法第 87 条第 3 項
様式第 13 号	保有個人情報不開示決定通知書	法第 82 条第 2 項
様式第 14 号	保有個人情報開示決定等期限延長通知書	法第 83 条第 2 項及び条例第 4 条第 2 項
様式第 15 号	保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書	法第 84 条及び条例第 5 条
様式第 16 号	第三者意見照会書	法第 86 条第 1 項又は第 2 項
様式第 17 号	保有個人情報の開示決定等に関する	法第 86 条第 3 項

	意見書	
様式第 18 号	反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書	法第 86 条第 3 項
様式第 19 号	保有個人情報訂正請求書	法第 91 条第 1 項
様式第 20 号	保有個人情報訂正決定通知書	法第 93 条第 1 項
様式第 21 号	保有個人情報不訂正決定通知書	法第 93 条第 2 項
様式第 22 号	保有個人情報訂正決定等期限延長通知書	法第 94 条第 2 項
様式第 23 号	保有個人情報訂正決定期限特例延長通知書	法第 95 条
様式第 24 号	保有個人情報提供先への訂正決定通知書	法第 97 条
様式第 25 号	保有個人情報利用停止請求書	法第 99 条第 1 項
様式第 26 号	保有個人情報利用停止決定通知書	法第 101 条第 1 項
様式第 27 号	保有個人情報不利用停止決定通知書	法第 101 条第 2 項
様式第 28 号	保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書	法第 102 条第 2 項
様式第 29 号	保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書	法第 103 条
様式第 30 号	諮問書	法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項
様式第 31 号	諮問通知書	法第 105 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 2 項

様式第 32 号	審査請求に対する裁決に基づく保有 個人情報の開示に関する通知書	法第 107 条第 1 項 において準用する 法第 86 条第 3 項
----------	------------------------------------	---

個人情報取扱事務届出書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

(所管課長)

個人情報取扱事務を開始したいので、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項

※1 登録番号		※1 登録年月日		年 月 日		
所管課 (担当部署)		課		係		
個人情報取扱事務の名称						
個人情報の利用の目的						
個人情報の対象者の範囲						
個人情報 の種類 及び 記録 項目	基本的事項	経歴情報	心身情報 ※2	財産情報	その他情報	要配慮個人情報
	<input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 学歴	<input type="checkbox"/> 心身情報	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 人種
	<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 学業成績	<input type="checkbox"/> 傷病名	<input type="checkbox"/> 収入所得	<input type="checkbox"/> 扶養関係	<input type="checkbox"/> 信条
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 評価内容	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 課税額	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 社会的身分
	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 職業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 納税額	<input type="checkbox"/> 預金番号	<input type="checkbox"/> 病歴
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 滞納状況	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴
	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望	<input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実
	<input type="checkbox"/> 親族・続柄	<input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 相談内容	<input type="checkbox"/> 政令で定める記述
	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()
	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 試験成績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	()	
取扱事務の開始年月日		年 月 日				
個人情報の取得先及び取得方法		<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等 (根拠法令)) <input type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 緊急 <input type="checkbox"/> 国等からの提供 <input type="checkbox"/> 実施機関内利用 <input type="checkbox"/> 他実施機関提供 <input type="checkbox"/> その他 ()				
個人情報の取得の時期		<input type="checkbox"/> 定期 (年 月から 年 月まで) <input type="checkbox"/> 随時				
記録の形態 (公文書等の名称) 及び保存年限		<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 電磁的記録 () <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 永年 記録されている主な公文書等の名称 ()				
電子計算組織の利用の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (主なシステム名)				
個人情報ファイルの有無等		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (主なファイル名称)				
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (主な委託業務名)				
保護担当者						
備考						

の規定により次のとおり届け出ます。

備考 ※1印の欄は、総務課で記入

※2印の欄は、要配慮個人情報を除く。

様式第2号（第12条関係）

個人情報取扱事務廃止届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

（所管課長）

個人情報取扱事務を廃止したいので、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務 の 名 称	(登録番号)
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
所管課(担当部署)	課 係
備 考	

様式第4号（第12条関係）

個人情報目的外利用申請書

年 月 日

（所管課長） 様

（利用課長）

貴課所管の保有個人情報を当課の所管する事務で利用したいので、伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利用をする利用課の個人情報取扱事務の名称	（登録番号）	
利用の目的		
利用の期間及び時期	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時	
利用の根拠等	<input type="checkbox"/> 法第69条第1項に該当 <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第1号に該当 <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第2号に該当	
利用申請先の所管課の個人情報取扱事務の名称	（登録番号）	
利用を必要とする保有個人情報の記録項目	1	6
	2	7
	3	8
	4	9
	5	10
備考		

様式第5号（第12条関係）

個人情報目的外利用決定通知書

年 月 日

（利用課長） 様

（所管課長）

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の利用については、
次のとおり決定しましたので、通知します。

決 定 の 内 容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 法第69条第1項に該当 <input type="checkbox"/> 法第69条第2項第 号に該当 <input type="checkbox"/> 否 (否の場合の理由)	
利用をする利用課 の個人情報取扱 事務の名称	(登録番号)	
利 用 の 目 的		
利 用 の 期 間 及 び 時 期	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時	
利用を可とする 所管課の個人情報 取扱事務の名称	(登録番号)	
利用を可とする 保有個人情報の 記 録 項 目	1	6
	2	7
	3	8
	4	9
	5	10
利 用 の 条 件		

様式第6号（第12条関係）

個人情報提供申請書

年 月 日

（宛先）（実施機関）

住 所
申請者 氏 名
電話番号

保有個人情報の提供を受けたいので、伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

提供を受けようとする保有個人情報の内容	
提供を受ける目的	
提供を受ける根拠等	
提供を受ける期間及び時期	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 随時

備考 本市の実施機関が提供を受ける場合は、申請者の住所及び氏名は実施機関の名称及び提供を受ける課の長の氏名を、「提供を受けようとする保有個人情報の内容」の欄は提供を受ける「保有個人情報の記録項目」並びに個人情報取扱事務の「名称」及び「登録番号」を記載すること。

様式第7号（第12条関係）

個人情報提供決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで申請のありました保有個人情報の提供については、
次のとおり決定しましたので、通知します。

提供の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 （否の場合の理由）
提供する保有個人情報の内容	
提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで
提供の条件	
備考	

備考 本市の実施機関に対して提供する場合は、実施機関は提供する実施機関の名称及び所管課長名を、「提供する保有個人情報の内容」の欄は「保有個人情報の記録項目」並びに個人情報取扱事務の「名称」及び「登録番号」を記載すること。

様式第8号（第12条関係）

個人情報目的外利用・提供届出書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

(実施機関)

保有個人情報の利用・提供をしましたので、届け出ます。

届出の区分		<input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 提供	
利用又は提供をした 担 当 部 署		部 課 係	
利用又は提供をした 個人情報取扱 事務の名称		(登録番号)	
利用又は提供の 年 月 日		年 月 日	
利用	所管課及びその 個人情報取扱 事務の名称	部 課 係 (登録番号)	
提供	提 供 先		
利用又は提供の 根 拠 等			
利用又は提供をした 保有個人情報の 記 録 項 目	1	6	
	2	7	
	3	8	
	4	9	
	5	10	
備 考			

※ 受付年月日	年 月 日
※ 処理年月日	年 月 日

備考

- 「提供先」の欄は、本市の実施機関の場合は、実施機関及び担当部署の名称並びに個人情報取扱事務の名称及び登録番号を記載すること。
- ※印の欄は、総務課で記入

様式第9号(第12条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記 録 項 目		
記 録 範 囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

様式第 10 号（第 12 条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

〒 □□□ - □□□□

住所又は居所

請求者 氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報

--

2 開示の実施方法等

窓口での実施	ア 実施方法 <input type="checkbox"/> 閲覧、視聴等 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	イ 実施の希望日 年 月 日
写しの送付	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 光ディスク

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____	
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()	

備考

- 1 「開示を請求する保有個人情報」の欄は、保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。
- 2 「開示の実施方法等」の記載は任意ですので、開示決定後に申し出ることもできます。(記載していただいても、希望する方法等により開示が実施できない場合も同様となります。)
- 3 のある欄は、該当する項目のにレ点を付してください。
- 4 住民票の写し、戸籍謄本、登記事項証明書及び委任状は、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。また、これらについては、複写物は認められません。

次の欄は記入しないでください。

【事務処理欄】

所	管	課	受付年月日（受付印）	備	考
		部 課			
電話番号					

様式第 11 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 82 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり 全部 ・ 一部 を開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報

--

2 不開示とした部分等

不開示とした部分	
上記の理由	個人情報保護法第 78 条第 1 項 号に該当 (理由)

注 一部を開示する場合には、当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 窓口において開示を実施することができる日時及び場所 期 間： 月 日から 月 日まで（土・日曜及び祝日を除く。） 時 間： 場 所：
(3) 写しの交付について ア 開示実施手数料 イ 写しの送付を希望する場合の準備日数 ウ 送付に要する費用

<本件連絡先>
部 課 係
電 話：

備考

- 1 開示請求書に開示の実施の方法等を記載していない方や、記載をしていただいても希望する方法等により開示が実施できない方は、開示の実施にかかる申出書を同封していますので、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、申出書を提出してください（窓口での開示の実施を希望される方は、開示の実施の準備の関係上、あらかじめ本件連絡先へ連絡してください）。
- 2 窓口において開示の実施を希望された方は、次をご確認ください。
 - ア 開示の実施日に、この通知書又は請求者自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）を提示し、又は提出してください。
 - イ 代理人が開示を受ける際は、開示の実施日に、この通知書又はその資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 - ウ 指定された日時に都合が悪い場合は、あらかじめ本件連絡先へ連絡してください。
- 3 写しの交付を希望された方は、開示実施手数料（写しの送付をする場合は、これに加えて送付に要する費用）が必要になります。

様式第 12 号（第 12 条関係）

開示実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

〒 □□□-□□□□

住所又は居所

請求者

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第 87 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日 付：

文書番号：

2 開示請求に係る保有個人情報の名称等とその開示の実施の方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧、視聴等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 光ディスク)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()

※ 写しの交付を選択する場合は、交付を受ける際、写しの作成に要する費用の納付が必要になります。

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 時 分

4 「写しの送付」の希望の有無

有 無

※ 写しの送付を希望する場合は、写しの作成に要する費用及び送付に要する費用の納付が必要になります。

<本件連絡先>
部 課 係

電 話：

様式第 13 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等		
開示をしないこ ととした理由	不開示に 該当	法第 78 条第 1 項 号に該当 (理由)
	上記以外	<input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> 存否応答拒否 <input type="checkbox"/> 請求書の形式上の不備 ----- (理由)

注 当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>
部 課 係
電 話 :

様式第 14 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報 の 名 称 等	
延 長 後 の 期 間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延 長 の 理 由	

<本件連絡先>
部 課 係
電 話 :

様式第 15 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例第 5 条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定等の期限の特例を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

様式第 16 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



第三者意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86 条第 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 名 称 等	
開 示 請 求 の 年 月 日	年 月 日
※ 法第 86 条第 2 項第 1 号 又は第 2 号の規定の適用区 分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報 に含まれている（あなた、貴 社等）に関する情報の内容	
意 見 書 の 提 出 先	部 課 係 連絡先：
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日

注 ※印の欄は、この通知が個人情報の保護に関する法律第 86 条第 2 項の規定による通知の場合に限り記載しています。

様式第 17 号（第 12 条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）（実施機関）

住所又は居所
氏名又は名称
電話番号

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的理由
備考	

備考 法人その他の団体が提出する場合は、「住所又は居所」は、その主たる事務所の所在地を、「氏名又は名称」は、その団体の代表者名を記載してください。

様式第 18 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 86 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

注 当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>
部 課 係
電 話 :

様式第 19 号 (第 12 条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

〒 □□□ - □□□□

住所又は居所

請求者

氏名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第 91 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

(本人確認等)

ア 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者		
(イ) 本人の氏名	_____		
(ウ) 本人の住所又は居所	_____		
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()		

備考

- 1 「訂正請求の趣旨及び理由」は、どのような訂正を求めるか、また、それを裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
- 2 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行わなければならないこととなっています。
- 3 □のある欄は、該当する項目の□にレ点を付してください。
- 4 住民票の写し、戸籍謄本、登記事項証明書及び委任状は、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限り、また、これらについては、複写物は認められません。

次の欄は記入しないでください。

【事務処理欄】

所 管 課	受付年月日（受付印）	備 考
部 課 電話番号		

様式第 20 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

注 一部を不訂正とする場合には、当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>
部 課 係
電 話 :

様式第 21 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

注 当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>
部 課 係
電 話 :

様式第 22 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 94 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
部 課 係
電 話 :

様式第 23 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 95 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報 の 名 称 等	
法第 95 条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
部 課 係
電 話 :

様式第 24 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の行政機関の長等） に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
備 考	

<本件連絡先>

部 課 係
電 話 :

様式第 25 号 (第 12 条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) (実施機関)

〒 □□□ - □□□□

住所又は居所

請求者 氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第 99 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 (<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去) <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 (提供の停止) (理由)

(本人確認等)

ア 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

備考

- 1 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にならなければならないこととなっています。
- 2 □のある欄は、該当する項目の□にレ点を付してください。
- 3 住民票の写し、戸籍謄本、登記事項証明書及び委任状は、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。また、これらについては、複写物は認められません。

次の欄は記入しないでください。

【事務処理欄】

所	管	課	受付年月日（受付印）	備	考
		部 課			
電話番号					

様式第 26 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

注 一部を利用停止する場合には、当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>
部 課 係
電 話 :

様式第 27 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



保有個人情報不利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
利用停止をしない こととした理由	

注 当該処分に対する審査請求及び処分の取消しの訴えの提起に関する教示文を記載すること。

<本件連絡先>

部 課 係

電 話 :

様式第 28 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

<本件連絡先>
部 課 係
電 話 :

様式第 29 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
法第 103 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等 を する 期 限	年 月 日

<本件連絡先>
部 課 係
電 話 :

様式第30号（第12条関係）

諮問書

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市行政不服審査会会長

（実施機関）



次のとおり審査請求がありましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求に係る決定等	1 決定等の種類、日付、文書番号 2 決定等をした者 3 決定等の概要
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求人 3 審査請求の趣旨及び理由
諮問の理由	
参加人等	
添付書類	
担当	部 課 係 電話番号
備考	

注 不作為による審査請求の場合は、「審査請求に係る決定等」の欄に、不作為に係る請求の内容及び年月日を記載すること。

様式第31号（第12条関係）

諮問通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



次の審査請求については、伊勢市行政不服審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る 保有個人情報の名称等	
審査請求に係る決定等	
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求の趣旨及び理由
諮問日	年 月 日
担当	部 課 係 電話番号
備考	

様式第32号（第12条関係）

審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報の開示に関する通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報の開示請求に対する開示決定等について、 年 月 日付けでなされた審査請求に対する裁決に基づき、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項後段の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示決定等の内容	
裁決の内容	
開示する理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当	部 課 係 電話番号
備考	

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 公文書の公開（第 5 条—第 13 条）
- 第 3 章 審査請求（第 14 条—第 17 条の 7）
- 第 4 章 雑則（第 18 条—第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、公文書の公開に関し市民の知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進について必要な事項を定めることにより、市民の市政への参加を促進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（水道事業管理者及び下水道事業管理者の職務を行う市長を含む。第 13 条第 2 項において同じ。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる

施設において閲覧に供されているもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの

(3) 公文書の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書を原則として公開するものとし、第1条の目的が十分に達成されるようこの条例を解釈し、かつ、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報をみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求める者は、公文書の公開により得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書の公開を請求することができる。

(請求手続)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとする者（以下「請求者」という。）は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書（次項において「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所又は居所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 公開請求をしようとする公文書の公開の実施の方法

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求

めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開の決定等)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日から14日以内に、公開請求に係る公文書を公開する旨、公開しない旨又は請求を拒否する旨の決定をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、公開請求者にその旨（公文書の公開を行う場合は、その日時及び場所を含む。）を速やかに書面により通知しなければならない。この場合において、公開請求に係る公文書の一部を除いて公開する旨（以下「部分公開」という。）の決定若しくは公開しない旨（以下「非公開」という。）の決定又はその存否を明らかにしないで請求を拒否する旨（以下「請求拒否」という。）の決定をしたときは、その理由を付記しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、部分公開、非公開又は請求拒否の決定をした公文書について、期間の経過によりその全部若しくは一部を公開し、又は存否を示すことができる期日が明らかであるときは、その期日を第2項の規定による通知書に付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、必要に応じて、これらの者の意見を聴くことができる。

6 第9条第1号ただし書イ、同条第2号ただし書又は第11条の規定により、第三者に関する情報を公開するときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

7 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から44日以内にその全てについて公開等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第3項前段の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書の相当の部分につき、当該期間内に公開等の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に公開等の決定をすれば足りることとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、第3項後段の規定の例により、公開請求者に通知しなければならないものとする。

(公文書の公開方法)

第8条 実施機関は、前条第2項の規定による通知書により、指定した日時及び場所において公文書の公開を行わなければならない。

2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書に、次条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該公文書を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

4 公開請求に係る公文書に次条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等（文書、図画若しくはフィルム又は電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。同号において同じ。）の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

5 実施機関は、公文書の公開をすることにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるとき、前2項の規定により公文書の一部の公開を

するときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公開することができる。

(公文書の公開義務)

第9条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法

人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第10条 削除

(公益上の理由による裁量的公開)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書に、非公開情報が記録されている場合において、第9条の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該公文書を公開することができる。

(請求の拒否)

第12条 公文書の公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているかを回答することにより、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の請求を拒否することができる。

(公開の実施に係る手数料等)

第13条 公文書の公開を受ける者は、公開請求に係る公文書1件につき、別表の左欄に掲げる公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる公開の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の実施の方法により公開を受ける場合にあっては、その合算額)の公開の実施に係る手数料(以下「公開実施手数料」という。)を納めなければならない。

2 市長及び病院事業管理者は、公文書の公開を受ける者が経済的困難により公開実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、公開請求1件につき2,000円を限度として、公開実施手数料を減額し、又は免除することができる。

3 公文書の公開を受ける者は、公開実施手数料のほか送付に要する費用を納付して、公文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、前納しなければならない。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 14 条 第 7 条第 1 項の決定又は公文書の公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

（情報公開審査会への諮問）

第 14 条の 2 第 7 条第 1 項の決定又は公文書の公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、伊勢市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書に第三者に関する情報が記録されている場合で、第 7 条第 5 項又は第 6 項の規定により意見を聴取され、又は述べる機会を与えられた当該第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した書面（以下「反対書面」という。）を提出しているときを除く。）

2 前項の規定による諮問は、審査請求書の写し、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しその他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

3 第 1 項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）

は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人という。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対書面を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 諮問実施機関は、当該諮問に対する伊勢市情報公開審査会の答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく審査請求に対する裁決をしなければならない。

（情報公開審査会の設置及び組織）

第 15 条 実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、伊勢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 前条第 1 項の規定による諮問に係る審査請求

(2) その他情報公開制度の運用に関して必要な事項

2 審査会は、諮問のあった日の翌日から起算して 60 日以内に答申するよう努めなければならない。

3 審査会は、第 1 項の規定による調査審議を行うほか、情報公開制度に関する重要な事項について実施機関に対して意見を述べることができる。

4 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

5 審査会の委員（以下「委員」という。）は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（審査会の調査権限）

第 16 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 17 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 17 条の 2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員等による調査手続)

第 17 条の 3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は審査会の事務に従事する職員に、第 16 条第 1 項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 17 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第 17 条の 4 審査会は、第 16 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 17 条の 2 の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせよ

うとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第17条の5 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第17条の6 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

2 前項に規定するもののほか、審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第15条第3項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表するものとする。

(規則への委任)

第17条の7 第15条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(情報の提供)

第18条 実施機関は、この条例に基づく公文書の公開のほか、市民が求める情報を的確に把握するとともに、市政に関する情報を分かりやすく積極的に提供しよう努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第19条 実施機関は、公文書の適切な保管及び迅速な検索を行うため、公文書の管理体制の整備に努めるものとし、また、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第20条 市長は、毎年1回、各実施機関が行った公文書の公開等についての実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(他の制度等との調整)

第 21 条 この条例は、法令等の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については適用しない。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(適用)

2 この条例の規定は、合併前の伊勢市情報公開条例（平成 11 年伊勢市条例第 9 号）、二見町情報公開条例（平成 12 年二見町条例第 1 号）、小俣町情報公開条例（平成 11 年小俣町条例第 28 号）又は御菌村情報公開条例（平成 5 年御菌村条例第 2 号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の適用を受けることとされていた公文書及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

(経過措置)

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 21 年 3 月 19 日条例第 2 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(伊勢市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

3 伊勢市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 37 号）の一部

を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 27 年 7 月 16 日条例第 25 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 22 日条例第 2 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

（経過措置の原則）

第 2 条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、次条に定めるものを除き、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後にされた公開請求について適用し、施行日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

（伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（伊勢市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

- 4 伊勢市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 37 号）の一部

を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第 13 条関係）

公文書の種別	公開の実施の方法	公開実施手数料の額
文書及び図画	複写機により複写したものの（黒色単色刷りで日本産業規格 A 列 3 番までの用紙に限る。）の交付	1 枚につき 10 円
	複写機により複写したものの（多色刷りで日本産業規格 A 列 3 番までの用紙に限る。）の交付	1 枚につき 30 円
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 70 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
	その他の方法による写しの作成による交付	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額
フィルム	用紙に印刷したものの（黒色単色刷りで日本産業規格 A 列 3 番までの用紙に限る。）の交付	1 枚につき 10 円
	用紙に印刷したものの（多色刷りで日本産業規格 A 列 3 番までの用紙に限る。）の交付	1 枚につき 30 円
	その他の方法による写しの作成による交付	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額

電磁的記録	用紙に出力したもの（黒色単色刷りで日本産業規格 A 列 3 番までの用紙に限る。）の交付	1 枚につき 10 円
	用紙に出力したもの（多色刷りで日本産業規格 A 列 3 番までの用紙に限る。）の交付	1 枚につき 30 円
	光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 70 円に 1 ファイルごとに 180 円を加えた額
	その他の方法による写しの作成による交付	当該写しの作成に要する費用の実費に相当する額

備考 用紙を用いて写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として費用の額を算定する。

○伊勢市情報公開条例施行規則

平成 17 年 11 月 1 日

規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書)

第 2 条 条例第 6 条に規定する請求書の提出は、情報公開請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(決定通知書)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項の規定による決定の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 公文書を公開する場合 情報公開決定通知書（様式第 2 号）
- (2) 公文書を部分公開する場合 情報部分公開決定通知書（様式第 3 号）
- (3) 公文書を公開しない場合 情報非公開決定通知書（様式第 4 号）
- (4) 公文書の公開の請求を拒否する場合 情報公開請求拒否決定通知書（様式第 5 号）

2 条例第 7 条第 3 項の規定による決定の延期に係る通知は、情報公開決定期間延長通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

(公開の方法等)

第 4 条 条例第 8 条に規定する公文書の公開は、職員の立会いの下に行うものとする。

2 公文書の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損することのないよう丁寧に取り扱わなければならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 公文書の公開を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、請求書のあった公文書 1 件名につき一部とし、当該写しの作成は、市長が別

に定める方法により行うものとする。

(公開実施手数料の納付方法)

第5条 条例第13条第1項に規定する公開実施手数料の納付方法は、現金又は市長が定める証票によるものとする。

(手数料の減免)

第6条 条例第13条第2項の規定による公開実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を市長又は病院事業管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第7条 条例第13条第3項に規定する送付に要する費用の納付方法は、郵便切手又は市長が定める証票によるものとする。

(審査請求の手續等)

第8条 条例第14条の2第1項の規定による伊勢市情報公開審査会への諮問は、情報公開審査諮問書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第14条の2第2項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 審査請求に係る情報公開請求書
- (2) 審査請求に係る条例第7条第1項の決定の通知書
- (3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書
- (4) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項に規定する意見書
- (5) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項本文の規定による口頭意見陳述、同法第34条の陳述若しくは鑑定、同法第35条第1項の検証、同法第36条の規定による質問又は同法第37条第1項若し

くは第2項の規定による意見の聴取の記録

(6) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

(7) 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

(8) 前各号に掲げるもののほか、当該審査請求について調査審議を行う上で必要と認められる資料

3 条例第14条の2第3項の規定による通知は、伊勢市情報公開審査会諮問通知書（様式第8号）による。

（公文書の検索資料）

第9条 条例第19条に規定する公文書の検索に必要な資料は、伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）第36条第5号に規定する文書目録の写しその他実施機関が定めるものとする。

（実施状況の公表）

第10条 条例第20条に規定する実施状況の公表は、年度ごとに次に掲げる事項について、翌年度6月末日までに市公報に登載することにより行うものとする。

(1) 請求の件数

(2) 請求に対する処理状況

(3) 審査請求の件数

(4) 審査請求の処理状況

(5) その他必要な事項

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市情報公開条例施行規則（平成 11 年伊勢市規則第 33 号）、二見町情報公開条例施行規則（平成 12 年二見町規則第 17 号）、小俣町情報公開条例施行規則（平成 11 年小俣町規則第 23 号）又は御菌村情報公開条例施行規則（平成 5 年御菌村規則第 4 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 33 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 4 月 22 日規則第 20 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 19 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 30 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

情報公開請求書

年 月 日

(宛先)

〒 □□□ - □□□□
住所又は居所
請求者 氏 名
電 話 番 号
(法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、名
称及び代表者の氏名)

伊勢市情報公開条例第6条の規定に基づき、次のとおり請求します。

公文書の件名 又は内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 送付希望)

備考 該当する□にレ印を記入し、各欄には必要な事項を記入してください。

【処理欄】

担 当 課	受 理	備 考
部 課 電話	年 月 日	

様式第2号(第3条関係)

情報公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付で請求のありました公文書の公開については、伊勢市情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり公開することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容			
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 送付)		
公開の日時及び 場 所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
問い合わせ先	部	課 電話	係

備考 1 公開をする日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。

2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第3号（第3条関係）

情報部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢市情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり一部を除いて公開することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容			
公開しない部分			
部分公開とする理由	伊勢市情報公開条例第9条第 号に該当 (理由)		
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 送付)		
公開の日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
	場所		
問い合わせ先	部 課 係 電話		
(教示)			
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。			
2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。			
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。			

備考

- 1 公開をする日時が都合の悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第4号（第3条関係）

情報非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢市情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり公開しないことに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容	
公開しない理由	伊勢市情報公開条例第9条第 号に該当 (理由)
問い合わせ先	部 課 係 電話
(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

様式第5号（第3条関係）

情報公開請求拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢市情報公開条例第7条第1項の規定により次のとおり公開の請求を拒否することに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

公文書の件名 又は内容	
公開の請求を 拒否する理由	伊勢市情報公開条例第12条に該当 (理由)
問い合わせ先	部 課 係 電 話
(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	

様式第6号(第3条関係)

情報公開決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)



年 月 日付けで請求のありました公文書の公開については、伊勢市情報公開
条例第7条第3項の規定により、次のとおり情報公開の決定期間を延長したので通知します。
なお、公文書の公開をするかどうかの決定をしましたときは、改めて通知します。

公文書の件名 又は内容	
通常の見定期限	年 月 日
延長後の見定期限	年 月 日
延長する理由	
問い合わせ先	部 課 係 電 話

様式第7号（第8条関係）

情報公開審査諮問書

第 号
年 月 日

（宛先）伊勢市情報公開審査会会長

（実施機関）



次のとおり審査請求がありましたので、伊勢市情報公開条例第14条の2第1項の規定により諮問します。

審査請求に係る 公文書の名称等	
審査請求に係る決定等	1 決定等の種類、日付、文書番号 2 決定等をした者 3 決定等の概要
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求人 3 審査請求の趣旨及び理由
諮問の理由	
参加人等	
添付書類	
担当	部 課 係 電話番号
備考	

注 不作為による審査請求の場合は、「審査請求に係る決定等」の欄に、不作為に係る請求の内容及び年月日を記載すること。

様式第8号（第8条関係）

伊勢市情報公開審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



次の審査請求については、伊勢市情報公開審査会に諮問しましたので、伊勢市情報公開条例第14条の2第3項の規定により通知します。

審査請求に係る 公文書の名称等	
審査請求に係る決定等	
審査請求	1 審査請求日 2 審査請求の趣旨及び理由
諮問日	年 月 日
担当	部 課 係 電話番号
備考	

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 契約の方法

第 1 節 一般競争入札（第 2 条—第 15 条）

第 2 節 指名競争入札（第 16 条—第 19 条）

第 3 節 随意契約（第 20 条—第 21 条）

第 3 章 契約の締結（第 22 条—第 31 条）

第 4 章 契約の履行（第 32 条—第 43 条）

第 5 章 雑則（第 44 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）その他別に定めるものを除くほか、本市の売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 契約の方法

第 1 節 一般競争入札

（入札参加者の資格の公示等）

第 2 条 市長は、令第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める必要があると認めるときは、その理由及び資格基準並びに登録の時期及び方法について決定し、直ちに、令第 167 条の 5 第 2 項の規定により、その資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を市公報若しくは新聞又は掲示その他の方法により公示しなければならない。

第 3 条 市長は、前条の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定め

たときは、その定めるところにより、定期に、又は随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、物品の売買及び賃貸並びに業務委託（建設工事、測量、建設コンサルタントその他の建設工事に係る業務委託を除く。）に係る一般競争入札に参加しようとする者（共同企業体を除く。）は、三重県市町総合事務組合に同項の申請をするものとし、当該申請に対する審査は、三重県市町総合事務組合が行うものとする。ただし、三重県市町総合事務組合が審査しない事項については、市長が審査を行う。

3 市長は、前2項の規定による審査により適格者と認めたときは、一般競争入札資格者の名簿を作成し、これに登録しなければならない。ただし、公有財産の売払い及び貸付けに係る一般競争入札並びに物品を売払う場合は、この限りでない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による審査により適格者と認めた者及び第1項の資格がないと認めた者にそれぞれ必要な通知をしなければならない。

（入札の公告）

第4条 一般競争入札は、その入札期日の前日から起算して10日前までに市公報若しくは新聞又は掲示その他の方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- (4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (5) その他入札について必要な事項

（入札保証金の納付）

第5条 一般競争入札に加わろうとする者は、入札の際に、入札金額の100分の5以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札にあっては、当該入札に係る予定価

格の100分の10以上)の入札保証金を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する入札保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (1) 鉄道債券、金融債その他政府の保証のある債券
 - (2) 金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
 - (3) 市長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券
 - (4) 市長が確実と認める金融機関等の保証
 - (5) 電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び第8条の2第1項において同じ。）を使用する公有財産及び物品の売払いを行うシステム（以下「公有財産等売却システム」という。）を管理する事業者の保証
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が確実と認める債券

3 第1項に規定する入札保証金を納付したときは、入札書に納付したことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して行う入札にあつては、市長が別に定める。

4 市長は、第2項第3号の規定により定期預金債券を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債券に質権を設定させ、当該債券に係る証書及び当該債券に係る債務者である金融機関等の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

5 市長は、第2項第4号の規定により金融機関等の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、保証委託契約を締結させ、当該契約に係る保証証書を提出させなければならない。

（入札保証金に代えて提供する担保の価値）

第5条の2 前条第2項に規定する入札保証金に代えて提供する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債、地方債、鉄道債券、金融債及び政府の保証のある債券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）

- (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 金融機関等が支払保証をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期日までの期間に応じた当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (4) 市長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券 当該債券証書に記載された債券金額
- (5) 市長が確実と認める金融機関等の保証 保証金額
- (6) 公有財産等売却システムを管理する事業者の保証 保証金額
- (7) 市長が確実と認める債券 市長が定める金額
(入札保証金の納付の免除)

第5条の3 市長は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 入札者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者で過去2年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 不用の決定をした物品を売り払う場合において、入札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、当該入札に係る参加資格を有し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 市長は、入札者が前項第1号の規定により入札保証保険契約を締結したときは、入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第5条の4 市長は、入札者で落札しなかった者の入札保証金は落札決定後直ちに還付し、落札者の入札保証金は契約締結後還付しなければならない。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(予定価格の作成)

第6条 市長は、一般競争入札に付するに当たっては、当該入札事項についてその仕様書、設計書等によって予定価格を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により決定した予定価格を予定価格調書(様式第1号)に記載し、これを封書にし、開札の際の開札場所に置かなければならない。ただし、市長が別に指定する一般競争入札で、入札を執行する前に予定価格を公表する場合においては、この限りでない。

3 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短及び支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。

(最低制限価格の作成)

第7条 市長は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける必要があるときは、予定価格の10分の7から10分の9.2までの範囲内でこれを定めるものとする。

2 前項の規定による最低制限価格を設けたときは、前条第2項に規定する予定価格調書に当該最低制限価格をあわせて記載しなければならない。ただし、市長が別に定めた方法による場合は、この限りでない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、最低制限価格の作成にこれを準用する。

(入札)

第8条 一般競争入札(次条に定める電子入札及び公有財産等売却システムによる入札を除く。)に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札(見

積)書(様式第2号)を1件ごとに作成し、これを封筒に入れて封印し、封筒に入札者の氏名(法人にあつては、法人名及び代表者名)及び工事名、物件名等を表記し、所定の日時まで所定の場所へ提出しなければならない。

- 2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。ただし、市長において特に必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 3 前項の代理人は、同一事項の入札において2人以上の代理人となることができない。
- 4 入札者は、同一事項の入札において他の入札者の代理人となることができない。

(電子入札)

第8条の2 電子入札(電子情報処理組織を使用して行う入札(公有財産等売却システムによる入札を除く。)をいう。)に参加しようとする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、その者の使用に係る電子計算機に入札金額等所定の情報を入力し、市長の指定した日時までに、市の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。

- 2 公有財産等売却システムによる入札に参加しようとする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、当該システムに必要事項を入力させることにより行わせることができる。
- 3 第1項の電子入札及び前項の公有財産等売却システムによる入札の運用については、市長が別に定める。

(郵便等による入札)

第9条 やむを得ない理由により、市長の指定する日時及び場所に出頭できない者の一般競争入札の入札書は、書留の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第3項に規定する信書便物のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものとして市長が定めるものとして送付することにより提出することができる。この場合においては、「何何入札書在中」と表記しなければならない。

(入札の執行の取消し又は執行中止)

第 10 条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき、又は天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を取り消し、又は中止することができる。

(無効とする入札)

第 11 条 次の各号に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しない入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理していた入札
- (4) 入札に際して連合等の不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらの重要な文字が誤脱し、若しくは分明でない入札
- (6) 入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

(最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合の手続)

第 12 条 市長は、令第 167 条の 10 第 1 項の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としようとするときは、その理由及び落札者の氏名、法人にあっては法人名及び代表者名を決定しなければならない。

(落札後の措置)

第 13 条 市長は、一般競争入札の落札者が決定したときは、直ちに、口頭又は書面その他の方法をもってその旨を落札者に通知しなければならない。

2 落札者は、前項の通知を受けた日から 5 日（伊勢市の休日を定める条例（平成 17 年伊勢市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）の日数は、算入しない。）以内に契約を結ばなければならない。ただし、

市長が特に指示したときは、この限りでない。

(入札の公告期間の短縮)

第14条 一般競争入札に付した場合において、入札者が不在の場合若しくは令第167条の8第3項の規定により再度の入札に付し、落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合で、更に一般競争入札に付そうとするときは、第4条に規定する公告期間を3日までに短縮することができる。

(せり売り)

第15条 市長は、物品の売払いについて、特に必要があると認めるときは、一般競争入札に関する規定に準じ、せり売りに付することができる。

第2節 指名競争入札

(入札参加者の資格及び公示等)

第16条 第2条及び第3条の規定は、令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合にこれを準用する。

2 前項の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格が第2条に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格と同じである等のため、前項において準用する第3条の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は行なわず、同条の規定による資格の審査及び名簿の作成をもってこれに代えることができる。

(入札者の指名基準)

第17条 指名競争入札に指名することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 過去における本市との契約の履行が誠実であった者
- (2) 契約の履行が誠実かつ確実に認められる者

(入札者の指名)

第18条 市長は、指名競争入札に付そうとするときは、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから前条の基準により競争に参加する者を3人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、第4条第2項第1号及び第3号から第5号までに掲げ

る事項を入札期日の前日から起算して10日前までにその指名する者に通知しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第19条 第5条から第13条までの規定は、指名競争入札に付する場合にこれを準用する。

第3節 随意契約

(見積書の徴取)

第20条 市長は、随意契約によろうとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して特別な場合を除き、2人以上の者から入札(見積)書(様式第2号)を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき。
- (2) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で入札(見積)書をとる暇がないとき。
- (3) 官報その他のもので価格が確定し、入札(見積)書をとる必要がないとき。
- (4) 予定価格が20万円以下であるとき。
- (5) その他特別の事情があるとき。

2 前項の規定による見積書は、第16条第2項の規定による名簿に登録された者のうちから徴さなければならない。ただし、特別の理由によりこれにより難いときは、この限りでない。

(随意契約の範囲)

第20条の2 令第167条の2第1項第1号の規定により、随意契約することのできるものは、予定価格が次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、右欄に定める額の範囲内とする。

1	工事又は製造の請負	2,000,000円
2	財産の買入れ	1,500,000円
3	物件の借入れ	800,000円

4 財産の売払い	500,000 円
5 物件の貸付け	300,000 円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

(随意契約の発注見通し等の公表)

第 20 条の 3 市長は、令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定による随意契約による契約について、毎年度、当該年度の契約の発注の見通しを公表するものとする。

2 市長は、令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により随意契約による契約を締結したときは、契約の相手方の名称、契約金額その他契約の内容に関する事項を公表するものとする。

(予定価格の作成)

第 21 条 市長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 6 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格調書の作成は、市長が必要ないと認めたときは、省略することができる。

第 3 章 契約の締結

(契約書の作成)

第 22 条 市長は、契約を締結するに当たっては、当該契約に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。この場合において、必要があるときは、契約書に設計書又は仕様書等を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、1 件 50 万円を超えない契約については、契約書の作成を省略し、請書によることができる。

(契約書又は請書の作成の省略)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず契約書又は請書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が 20 万円を超えない契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 官公署その他これに準ずる機関と契約をするとき。
- (4) 契約の性質上契約書又は請書を作成する必要がないとき。

(契約書又は請書の提出)

第 24 条 契約の相手方（以下「契約者」という。）は、契約を締結する旨の通知を受けた日から 5 日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、市長が特に指示したときは、この限りでない。

2 契約者は、正当な理由がなくて、前項に規定する期間内に契約書又は請書を提出しないときは、契約締結の権利を失う。

(契約の変更)

第 25 条 市長は、契約をした後において当該給付の内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一部中止等をする必要が生じたときは、契約者と協議して契約の変更をしなければならない。

2 市長は、契約者からその責めに帰することのできない理由により、又はその責めに帰する理由があるため違約金を納入する旨を明示して履行期限の延長をしたい旨申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、契約の変更をしなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定により、契約の変更をしようとするときは、第 22 条の規定に準じ、変更契約書又は変更請書を作成しなければならない。ただし、建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計及び製造をいう。）の契約の変更をしようとするときは、契約の重要な変更を除き、変更契約書に代えて変更請書によることができる。

4 前項の変更契約書又は変更請書の提出については、第 24 条の規定を準用する。

(契約の解除)

第 26 条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても着手しないとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったことを発見したとき。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、契約条項に違反し、そのため契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 市長が命じた者が行う検査（物品については「検収」という。以下同じ。）及び監督に際して、その執行を妨げたとき。
 - (6) 契約者が建設業法の規定により、登録を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、市長において特に必要がある場合には、契約を解除することができる。
 - 3 契約者は、市長の責めに帰する理由によって損害を受けたときは、契約を解除することができる。
 - 4 市長又は契約者は、前3項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を書面で通知しなければならない。ただし、契約書及び請書をともに省略した場合にあっては、書面を要しない。

（契約保証金の納付）

第27条 契約者は、契約を締結する際に、契約金額の100分の10以上（公有財産及び物品の売払いに係る入札に係る契約の締結にあっては、当該入札に係る予定価格の100分の10以上）の契約保証金を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する契約保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - (1) 鉄道債券、金融債その他政府の保証のある債券
 - (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手若しくは手形
 - (3) 市長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券
 - (4) 市長が確実と認める金融機関等の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
 - (5) 公有財産等売却システムを管理する事業者の保証
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が確実と認める債券

3 第1項に規定する契約保証金を納付したときは、契約書又は請書に納付したこ

とを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、第2項第3号の規定により定期預金債券を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債券に質権を設定させ、当該債券に係る債務者である金融機関等の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。
- 5 市長は、第2項第4号の規定により金融機関等又は保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、保証委託契約を締結させ、当該契約に係る保証証書を提出させなければならない。
- 6 契約者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証委託契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を提出したものとみなす。
- 7 市長は、契約金額において増減があつた場合は、その増減の割合に従つて契約保証金を増減することができる。

(契約保証金に代えて提供する担保の価値)

第27条の2 前条第2項に規定する契約保証金に代えて提供する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債、地方債、鉄道債券、金融債及び政府の保証ある債券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）
- (2) 金融機関等が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額
- (3) 金融機関等が支払保証をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期日までの期間に応じた当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (4) 市長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券 当該債券証書に記載された債券金額
- (5) 市長が確実と認める金融機関等の保証又は保証事業会社の保証 保証金額
- (6) 公有財産等売却システムを管理する事業者の保証 保証金額
- (7) 市長が確実と認める債券 市長が定める金額

(契約保証金の納付の免除)

第 27 条の 3 市長は、第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約者があらかじめ市長の承認を得て、確実な担保の提供をしたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納されること。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が 50 万円を超えないものであり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められること。
- (7) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。

2 市長は、契約者が前項第 1 号の規定により履行保証保険契約を締結したときは、履行保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

3 市長は、契約者が第 1 項第 2 号の規定により工事履行保証契約を締結したときは、当該契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約保証金の還付)

第 28 条 市長は、契約者が契約上の義務を履行したときは、直ちにその者の契約保証金を還付しなければならない。ただし、契約上の義務の履行が契約の内容に適合しない場合の担保責任に係る特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

2 公有財産及び物品の売払いに係る契約保証金は、当該契約に係る売払い代金に

充てることができる。

(契約解除の場合における対価等)

第 29 条 市長は、契約者の責めに帰する理由により契約を解除したときは、工事、製造その他の請負契約の既済部分（工事等の出来形で検査に合格したもの（現場にある検査済材料を含む。）をいう。以下同じ。）又は物件の既納部分（物件の納入で検査に合格したものをいう。以下同じ。）について、これに相当する金額の範囲内の対価を契約者と協議の上支払い、当該部分の所有権を取得するものとする。

2 前項に規定するもののほか、契約を解除した場合において、市長又は契約者の責めに帰する理由により損害を生じたときは、その当事者が賠償しなければならない。

第 29 条の 2 削除

(権利義務の譲渡禁止)

第 30 条 契約者は、契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 契約者は、契約の目的物又は支給した材料若しくは検査済の材料を第三者に売払い、若しくは貸し付け、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 31 条 契約者は、契約履行について、全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいう。）に係る契約以外の契約については、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得た場合は、この限りでない。

第 4 章 契約の履行

(契約の履行の届出)

第 32 条 契約者は、契約の履行をしようとするとき（工事又は製造に限る。）及びその履行を完了したときは、市長にその旨を書面で届け出なければならない。ただし、契約の履行内容が軽易なものについては、口頭により届け出ることができる。

（契約履行の監督又は検査）

第 33 条 法第 234 条の 2 第 1 項に規定する監督又は検査は、市長が補助者に命じてこれを行うものとする。

2 市長は、特別の理由がある場合を除き、同一の契約について、前項の規定による監督を行う補助者（以下「監督職員」という。）と検査を行う補助者（以下「検査職員」という。）とを兼ねさせることができない。

（監督職員の職務）

第 34 条 監督職員は、当該請負契約の履行について、契約に係る仕様書、設計書等その他の関係書類に基づき、契約の履行に立ち会って工程の管理、履行中途における工事製造等に使用する材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をするものとする。

2 監督職員は、監督をしたときは、その監督の内容及び指示した事項その他必要な事項を記録し、必要に応じて市長に監督の実施状況についての報告をしなければならない。

（給付の検査）

第 35 条 市長は、次の各号に掲げる場合には、契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

(1) 契約者が給付を完了したとき。

(2) 給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。

(3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約により給付の一部を使用しようとするとき。

2 前項第 1 号の検査は、第 32 条の規定による契約の履行完了の届出を受けた日から工事の請負にあっては 14 日以内に、製造その他の請負又は物件の買入れ等にあっては速やかに検査をしなければならない。

(検査職員の職務)

第 36 条 検査職員は、当該請負契約についての給付の確認（部分払を行う場合の既済部分の確認を含む。）について、契約書、仕様書、設計書等その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約に係る監督職員の立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査をしなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認（部分払を行う場合の既納部分の確認を含む。）について契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 検査職員は、前 2 項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。この場合において、検査及び復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、市長は、この旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

4 検査職員は、検査の結果その給付が当該契約の内容に適合しないものと認められるときは、契約者にその旨及びこれに必要な処置をすることを求め、その経過を記録しておかなければならない。

5 検査職員は、検査の結果契約が履行されたと認めるときは、完成認定書（様式第 3 号）、検査（検収）調書（様式第 4 号）又は出来高調書（様式第 5 号）を作成し、契約者に交付しなければならない。ただし、契約金額が 20 万円以下のものについては、関係帳票にその旨を記録することによってこれを省略することができる。

(検査の立会い)

第 37 条 検査職員が前条に規定する検査を行うときは、契約者又はその代理人は、検査に立ち会わなければならない。この場合において、これらの者が検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議の申立てをすることができない。

2 前項に規定するもののほか、検査職員は、監督職員以外の職員又は会計管理者若しくはその補助者の立会いを求めることができる。

3 検査に立ち会う職員は、検査についての意見を述べることができる。

(監督及び検査の委託)

第 38 条 市長は、令第 167 条の 15 第 4 項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行なわせようとするときは、監督（検査）（検収）委託書を作成し、これをその委託をしようとする者に送付しなければならない。

2 第 34 条、第 35 条第 2 項、第 36 条第 1 項から第 4 項まで及び同条第 5 項本文の規定は、前項の規定により監督又は検査の委託を受けた者が行う監督又は検査にこれを準用する。

（物品の減価採用）

第 39 条 市長は、契約者の供給した履行の目的物に僅少の不備の点があっても使用上支障がないと認めるときは、相当減価の上採用することができる。

（部分払及びその限度額）

第 40 条 部分払をする必要があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、検査（検収）調書又は出来高調書により、それぞれ当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。

(1) 物件の買入契約 既納部分に対する代価

(2) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分の代価の 10 分の 9

2 前項の部分払をすることができる回数は、契約金額に応じ、次の区分によるものとする。ただし、特に必要がある場合は、回数を増減することができる。

(1) 300 万円以上 500 万円未満 1 回以内

(2) 500 万円以上 1,000 万円未満 2 回以内

(3) 1,000 万円以上 2,000 万円未満 3 回以内

(4) 2,000 万円以上 3,000 万円未満 4 回以内

(5) 3,000 万円以上 5,000 万円未満 5 回以内

(6) 5,000 万円以上 6 回以内

3 前 2 項の規定により 2 回目以降の部分払をしようとするときは、その都度、当初からの既納部分又は既済部分について第 1 項に規定する金額を算定し、当該算定した金額から前回までの支払済額を控除して得た額をもって、その回の部分払の支払額とする。この場合において、前金払された金額があるときは、既納部分又は既済部分の率に対応する当該前金払の金額の額をその都度算出し、これをそ

の部分払の金額から差し引くものとする。

(履行遅延に対する違約金)

第 41 条 第 25 条第 2 項に規定する違約金は、履行遅延による損害賠償について特約した場合を除き、遅延日数 1 日につき未履行部分相当額の 2,000 分の 1 に相当する額とする。ただし、同条第 1 項の規定により、履行の一時中止をした日数は、履行期間に算入しないものとする。

2 前項の違約金は、契約に基づく対価から控除して充当するものとし、控除する額に満たない場合はこれを追徴しなければならない。この場合において、契約の相手方に対して、その旨を通知しなければならない。

3 前 2 項の規定は、契約者が第 35 条に規定する検査に合格しないため、その補修、改造又は取替え若しくは補充を命ぜられた市長の定める期間内に履行しないときに準用する。

(対価の支払)

第 42 条 第 35 条の規定による検査に合格したものでなければ当該契約に係る支払をすることができない。

2 対価の一部について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払の際にこれを精算するものとする。

3 第 26 条の規定により契約を解除したときは、当該契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で検査に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

(物件の引受け又は引渡し)

第 43 条 市長は、契約に基づく物件の引渡しを受けてから対価の支払を完了するものとする。

2 市長は、契約に基づく対価の納付が完了したことを確認した後に当該契約に基づく物件を引き渡すものとする。

第 5 章 雑則

(委任)

第 44 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊勢市契約規則（昭和 44 年伊勢市規則第 11 号）、二見町会計規則（平成 15 年二見町規則第 9 号）、小俣町会計規則（昭和 40 年小俣町規則第 11 号）又は御菌村契約規則（昭和 51 年御菌村規則第 2 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 10 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 12 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 28 日規則第 27 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条による改正後の第 7 条第 1 項の改正規定は、平成 23 年 6 月 1 日以後に公告のあった一般競争入札及び参加者の指名のあった指名競争入札について適用し、同日前に公告のあった一般競争入札及び参加者の指名のあった指名競争入札については、なお、従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 17 日規則第 22 号）

この規則は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 5 日規則第 4 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 30 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の伊勢市契約規則第 28 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 5 月 23 日規則第 31 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 5 条第 1 項及び第 2 項第 5 号、第 7 条第 1 項並びに第 27 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に公告した一般競争入札及び参加者の指名をした指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札及び参加者の指名をした指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日規則第 49 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の一般競争入札資格者の名簿への登録に係る申請及び審査について適用し、同日前の一般競争入札資格者の名簿への登録に係る申請及び審査については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市契約規則様式第 4 号及び様式第 5 号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市契約規則様式第 4 号及び様式第 5 号によるも

のとみなす。

- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 6 年 7 月 12 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 23 日規則第 31 号）


（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 20 条第 1 項第 4 号及び第 20 条の 2 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘因に係る契約について適用し、施行日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第 23 条第 1 号及び第 36 条第 5 項の規定は、施行日以後に締結する契約から適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

予 定 価 格 調 書	
工 事 (物 件) 名	
工事施行(物品納入)の場所	
予 定 価 格	<div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%; display: inline-block;"></div>) 円
最低制限価格	<div style="border-bottom: 1px solid black; width: 80%; display: inline-block;"></div>) 円
上記のとおり決定する。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 伊勢市長 入札執行者 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">  </div>	

様式第2号(第8条、第20条関係)

その1

入札(見積)書(工事関係用)	
入札(見積)価格	
工事施行場所	
工 事 名	
入札保証金額	
<p>上記金額で伊勢市契約規則及び指示のあった条件によって請負したいから入札(見積り)いたします。</p> <p>ただし、入札(見積)価格は、契約希望金額の 分の100に相当する価格である。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)伊勢市長</p> <p>住所(所在地) 入札(見積)者 氏名(名称及び代表者氏名) ㊞</p>	

- (注) 1 この入札(見積)書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字はアラビア文字を用いること。
- 2 訂正したときは、必ず訂正印を押すこと。
ただし、金額の訂正は認めない。

その2

入札(見積)書(物件用)				
入札(見積)価格				
物件名				
納入の期限	年 月 日			
納入の場所				
入札保証金額				
内 訳				
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
<p>上記金額で伊勢市契約規則及び指示のあった条件によって納入したいから入札(見積り)いたします。</p> <p>ただし、入札(見積)価格は、契約希望金額の 分の100に相当する価格である。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)伊勢市長</p> <p style="text-align: right;">住所(所在地) 入札(見積)者 氏名(名称及び代表者氏名) ㊞</p>				

- (注) 1 この入札(見積)書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字はアラビア数字を用いること。
- 2 訂正したときは、必ず訂正印を押すこと。
ただし、金額の訂正は認めない。

完 成 認 定 書

受注者 氏名又は商号及び
代表者氏名

工事（委託業務）番号
及び工事（委託業務）名

工事（施行）場所

地内

請 負 代 金 額
（ 業 務 委 託 料 ）

円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

円

契 約 の 締 結

年 月 日

着 手

年 月 日

完 成 期 限

年 月 日

完 成

年 月 日

検 査 年 月 日

年 月 日

上記検査の結果完成したことを認定する。

年 月 日

検査職員 職 氏名

㊟

（注）1 この様式は、建設工事並びに建設工事に係る測量、調査及び設計についての標準様式であり、必要に応じて適宜、項目及び内容について追加し、又は変更することができるものとする。

2 本書は、2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は支出命令書に添付すること。

様式第4号(第36条関係)

その1

検 査 調 書		
受注者		氏名又は商号及び 代表者氏名
業 務 名		
履 行 場 所		
契 約 金 額		
契 約 の 締 結		年 月 日
履 行 期 間	自	年 月 日
	至	年 月 日
履 行 を 完 了 し た 日		年 月 日
検 査 年 月 日		年 月 日
上記検査の結果履行を確認しました。		
年 月 日		
検査職員 職 氏名		㊟

- (注) 1 この様式は、役務、委託等(工事に係るものを除く。)に使用すること。
2 本書は、2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は支出命令書に添付すること。
3 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。

その2

検 収 調 書				
受注者 氏名又は商号及び 代表者氏名				
品 名	品 質 規 格	数 量	単 位	摘 要
契約（発注）年月日	年 月 日	納 期 限	年 月 日	
納品を完了した日	年 月 日			
検 収 場 所				
検 収 年 月 日	年 月 日			
<p>上記のとおり検収しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検収職員 職 氏名 ㊟</p>				

- (注) 1 この様式は、物品の購入、印刷物の請負等に使用すること。
 2 本書は、2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は支出命令書に添付すること。
 3 摘要欄は、必要により検収日、検収場所又は検収事項を記入すること。
 4 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。

様式第5号（第36条関係）

（表）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">出 来 高 調 書</p> <p style="margin: 5px 0;">受注者 氏名又は商号及び 代表者氏名</p> <p style="margin: 5px 0;">工事番号及び工事名</p> <p style="margin: 5px 0;">工事場所 地内</p> <p style="margin: 5px 0;">着手 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">完成期限 年 月 日</p>			
	名 称	金 額	備 考
(1)	請負代金額	円	
(2)	出来高部分の請負代金額相当額		
(3)	(2)に $\frac{9}{10}$ を乗じた価格		
(4)	前金償却額		
(5)	出来高支払済額		第 回 出来高支払済額 第 回 " " 第 回 " "
(6)	今回請求額		
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">検査職員 職 氏名 ㊟</p>			

- (注) 1 工事関係以外は、本様式に準じて適宜作成のこと。
 2 本書は、2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は支出命令書に添付すること。ただし、金額の欄は、必要部分のみ記入すること。

○伊勢市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱

平成 21 年 8 月 10 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入を排除し、契約等の適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 本市が締結する契約、協定その他これらに類するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事の契約
 - イ 測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務その他建設工事に関連する業務の契約
 - ウ 設備の保守、清掃、警備その他の役務の提供又は物件の製造に係る契約
 - エ 物件の購入、借入れ、売払い、貸与等の契約
 - オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る契約
 - カ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に係る協定
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、協定その他これらに類するものであって、市長が別に定めるもの
- (2) 入札参加資格者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 伊勢市契約規則（平成 17 年伊勢市規則第 48 号）第 3 条第 3 項の規定により競争入札参加資格者名簿に登録された者
 - イ アに掲げる者以外の者であって、本市の競争入札の参加者となる者又は随意契約の相手方となる者（相手方を特定するために見積書を徴しようとし、又は特定する手続に参加させようとする者を含む。）
 - ウ ア及びイに掲げる者以外のものであって、本市が締結する契約等の相手方（以下

- 「受注者」という。)となるため、本市に申請又は登録の申込み等を行った者
- (3) 法人等 法人、法人格を有しない団体又は個人事業主をいう。
 - (4) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその者の支配人
 - (5) 下請負人等 下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。以下同じ。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。以下同じ。）並びに入札参加資格者等、受注者、下請負人又は再受託者が契約等又は入札参加者等の業務（競争入札参加資格者名簿に登録された業種に係るものに限る。）の履行に関して締結する全ての契約、協定その他これらに類するものの相手方をいう。
 - (6) 資材業者等 資材販売等業者及び廃棄物処理等業者をいう。
 - (7) 資材販売等業者 工事等に使用する資材その他の物件を販売し、又は賃貸する者をいう。
 - (8) 廃棄物処理等業者 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者、同法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者並びに同法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処理業者をいう。
 - (9) 関係業者等 入札参加資格者等若しくはその役員等、下請負人等若しくはその役員等又は資材業者等若しくはその役員等をいう。
 - (10) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (11) 暴力団関係者 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。
 - (12) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者が、経営又は運営に実質的に関与し

ていると認められる法人等をいう。

- (13) 不当介入 受注者又は下請負人等に対して行われる契約等の履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。）をいう。

（警察等関係行政機関からの通報に伴う対応）

第3条 市長は、関係業者等が別表に掲げる事項のいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報があったときは、この要綱の規定に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

（関係官公庁等からの情報入手に伴う対応）

第4条 市長は、必要に応じ、関係業者等が別表に掲げる事項のいずれかに該当するか否かを警察等関係行政機関に対して当該情報の確認を行うことができる。

- 2 市長は、前項の確認の結果、関係業者等が別表に掲げる事項のいずれかに該当することが確認されたときは、前条の規定による措置と同様の措置を講ずるものとする。

（受注者又は下請負人等からの排除）

第5条 市長は、入札参加資格者等又はその役員等が別表に掲げる事項のいずれかに該当すると確認したときは、伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領（平成17年11月1日施行。以下「資格停止措置要領」という。）に基づき、適切な措置（第2条第2号アに規定する者でない場合にあつては、資格停止措置要領に準じた措置）を講ずるものとする。

- 2 市長は、入札参加資格者等又はその役員等が、下請負人等が別表に掲げる事項のいずれかに該当することを知りながらその者を下請負人等としていたときは、前項の規定による措置と同様の措置を講ずるものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による措置を受けた入札参加資格者等と締結した契約等があるときは、これを解除することができる。

- 4 市長は、受注者が別表に掲げる事項のいずれかに該当する者を下請負人等としていたときは、受注者に対し、又は受注者を通じて下請負人等に対し、当該下請負人等との契約、協定その他これらに類するものの解除を求めることができる。この場合において、受注者がこの項の規定による求めに応じなかったときは、第1項の規定による措置と同様の措置を講ずるものとする。

(契約等における資材購入等の排除)

第6条 受注者又は下請負人等は、資材業者等又はその役員等が別表に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該資材販売等業者から契約等に係る資材その他の物件を購入し、若しくは賃借し、又は契約等に関し、当該廃棄物処理等業者が有する施設若しくは当該廃棄物処理等業者を使用してはならない。

2 市長は、入札参加資格者等又はその役員等が、資材業者等が別表に掲げる事項のいずれかに該当することを知りながら当該資材販売等業者から契約等に係る資材その他の物件を購入し、若しくは賃借し、又は契約等に関し、当該廃棄物処理等業者が有する施設若しくは当該廃棄物処理等業者を使用していたときは、前条第1項の規定による措置と同様の措置を講ずるものとする。

3 市長は、別表に掲げる事項のいずれかに該当する資材等販売業者から資材その他の物件を購入し、若しくは賃借し、又は廃棄物処理等業者が有する施設若しくは廃棄物処理等業者を使用している入札参加資格者等と締結した契約等があるときは、これを解除することができる。

4 市長は、受注者又は下請負人等が別表に掲げる事項のいずれかに該当する資材業者等と契約、協定その他これらに類するものを締結しているときは、受注者に対し、又は受注者を通じて下請負人等に対し、当該資材業者等との契約、協定その他これらに類するものの解除を求めることができる。この場合において、受注者がこの項の規定による求めに応じなかったときは、前条第1項の規定による措置と同様の措置を講ずるものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 市長は、受注者に対し、受注者が本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請人等が暴力団等による不当介入を受けたときは、その旨を直ちに市長に報告させるとともに、所轄の警察署への通報及び捜査上必要な協力をさせるものとする。

2 市長は、受注者から前項の規定による報告があったときは、速やかに所轄の警察署と連絡及び協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。

3 市長は、受注者が第1項の規定による報告又は協力を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるときは、第5条第1項と同様の措置を講ずるものとする。

4 市長は、受注者が前項の規定による措置を受けたときは、当該契約等を解除すること

ができる。

- 5 市長は、受注者が不当介入を受けたことを理由に、契約期間の延長等の措置を講ずるときは、所轄の警察署との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

(情報の管理)

第8条 市長は、この要綱の運用に当たり知り得た情報を適正に管理し、当該情報の漏えい防止に努めるものとする。

(警察等関係行政機関との連携)

第9条 市長は、この要綱の運用に関する具体的な手続を定めようとするときは、三重県伊勢警察署長に協議するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、この要綱の運用にあたっては、警察等関係行政機関との密接な連携を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

附 則 (平成31年2月1日)

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月1日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第3条—第6条関係）

- 1 暴力団等と認められるとき。
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用したと認められるとき。
- 3 暴力団等に対する資金等の供給、資材等の購入、便宜の供与など積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 4 暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする（特定の場所で偶然出会った場合等を除く。）など、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき。
- 5 暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティその他の会合に招待される（特定の場所で偶然出会った場合等を除く。）など、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 暴力団等であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。